

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 2 年 2 月 25 日

事業所名 にっこりバンビーノ

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係 で適切である	○				・指定基準を満たした十分なスペースを確保し、館内はバリアフリー化になっている
	2	職員の配置数は適切である	○				・職員の配置については次月のプログラムを早目に計画し保護者に配布、内容を見て申し込んでいただく流れを実施している。お申込み人数を集計し、見合った職員を反映している。加えてその日によっては指定の職員人数を上回るシフトで対応している
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化 の配慮が適切になされている	○				
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目 標設定と振り返り)に、広く職員が参画して いる	○				・自己評価の結果は自社HPで公開している
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりア ンケート調査を実施して保護者等の意向等 を把握し、業務改善につなげている	○				・職員が常に問題意識を持ち、月1回以上の全体ミーティングを実施し、議題(送迎の安全性、課題のバリエーション、おやつ作りのプランの持ちよりなど)を事前にまとめ、改善が必要なものには迅速に対処している。また毎回記録に記している
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報や ホームページ等で公開している	○				
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を 業務改善につなげている			○		・厚生労働省が推奨する外部研修には職員の代表が参加し、その後ミーティングの機会に研修内容をプリント配布などで他の職員に周知している。令和2年3月14日には職員全体で研修に行く計画があり、研修の内容を保護者にお伝えした
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機 会を確保している	○				
適切な支 援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護 者のニーズや課題を客観的に分析した上で、 放課後等デイサービス計画を作成している	○				
	10	子どもの適応行動の状況を把握するた めに、標準化されたアセスメントツールを使用 している		○			・児童発達支援管理責任者が責任をもって業務を遂行している。子供と保護者のニーズに加え、ミーティングにおいて個別支援計画を作成する児童の日頃の様子を話し合い、職員も意識をもって計画内容を一緒に検討している。またモニタリングは所定の期間で実施し、ニーズの変更に伴い計画書を新規に作成している
	11	活動プログラムの立案をチームで行って いる	○				
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫 している	○				・活動プログラムに関しては経験値の高い外部講師(元園工の先生や、調理師、ヨガ指導者など)を毎月定期的に配置し経験を広めてもらっている
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をき め細やかに設定して支援している	○				・個別活動と集団活動の組み合わせは児童の特性を配慮して実施している
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団 活動を適宜組み合わせ放課後等デイサー ビス計画を作成している	○				・支援開始前に担当を決め、翌日の午前中には振り返りを行っている。問題が起こった場合などはグループラインでいち早く情報を共有する体制が整っている
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、 その日行われる支援の内容や役割分担に ついて確認している	○				・デイの開所日は必ず日報をつけ、出来事の記録、ヒヤリハット、申し送りなどの記録は欠かさず実施している
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを し、その日行われた支援の振り返りを行い、 気付いた点等を共有している		○			・保護者に了解を得たうえで、学級参観を実施し、PTやOTの訓練をしている児童の様子も参観し、専門職のアドバイスをもらって当デイの課題に反映している
	17	日々の支援に関して正しく記録をとるこ とを徹底し、支援の検証・改善につなげ ている	○				・放課後は利用時間が短く叶わないが、長期休暇中は遠出の外出や水族館などへのお出かけを実施している
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等 デイサービス計画の見直しの必要性を判断 している	○				
関係機 関や保 護者 との 連携	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数 組み合わせ支援を行っている		○			
	20	障害児相談支援事業所のサービス担 当者会議にその子どもの状況に精通した最 もふさわしい者が参画している	○				・サービス担当者会議には児童発達支援管理者や必要に応じて人員を追加して参画している。当デイを会場に提供して実施することもある
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予 定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、 連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生 時の連絡)を適切に行っている	○				・児童の下校時刻に関しては申し込み表に記入する欄を設けて保護者に書いてもらっている。下校時、学校へお迎えに行った折、(一日の様子及び変化)(引き継ぎで注意すべき点など)申し送りを常に受け、必要であれば送りの際家族に伝達している

関係機関や保護者との連携	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	○				
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている		○			
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している					・現在医療的ケアを必要とする児童はいない。医療ケアの一部を自身でする児童はいるが、保護者からの依頼で見守りのみ実施している
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている					・卒業から就労する機会にジョブコーチの召集により会議に参加した経験がある ・専門機関の研修を受ける機会がある
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○				・近隣の児童館に足を運び、特に季節行事(餅つき、節分など)に参加する。参加する際、一般の大人や子供達に混ざって活動する機会がある
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している					・連絡帳に保護者欄のスペースを確保し、通信連絡として活用している
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○				
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている		○			
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○				
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○				
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している			○		・運営規定、支援の内容、利用者負担等については、契約時に説明している。 ・気になる事や相談があれば、タイムリーに電話、メールやLINE等で随時交流出来ることを「保護者ファイル」を配布して保護者に伝えている
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○				・苦情対応の担当者を「保護者ファイル」に明記し、迅速な対応を心がけている
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○				・父母の会の活動については保護者からも賛否両論あり、今後希望に応じて検討する
	35	個人情報に十分注意している	○				・HP等に利用者の顔写真を掲載しない、外部からの入館者を厳しくチェックする、館内であっても個人氏名をむやみに表記しない、個人情報は鍵付きキャビネットで保管するなど個人情報には十分留意している。職員にも労働契約書に明記するなどして慎重な対応を義務付けている
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○				
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている			○		
非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○				・保護者に配布している「利用のしおり」は緊急時対応、防犯、感染症対応マニュアルを備えている
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○				・避難訓練を実施し保護者に伝え、その内容記録している
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○				・虐待防止研修会には業務として職員を参加させている
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している					・ヒヤリハットの対象となる事例は所定の書式に記入し、職員全員が読んで回覧し内容を共有している
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている					・身体拘束にあたる事例はないが、送迎の際シートベルトをぐり抜けて立ち上がり、車内を自由に移動するなどの児童には事故防止のためシートベルト+1のベルトを使用することがある。その場合、事前に保護者への説明・了解の上計画書にその旨を記載している
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○				・咀嚼や嚥下に問題がある児童には保護者より詳細に聞き取りを行い十分な配慮(おかずをきざむなど)をしている。